

平成 29 年 6 月 20 日

群馬県内の金融機関との「大規模災害発生時の相互支援に関する協定書」 締結について

群馬県信用組合（理事長 松井 誠）は、群馬県に本店を置く以下の銀行・信用金庫・信用組合と、「大規模災害発生時の相互支援に関する協定」を締結しましたので、お知らせ致します。

本協定に基づき、参加金融機関と連携し、災害発生時においても地域の皆さまの生活や経済活動を支える地域金融機関としての機能を強化してまいります。

記

1. 協定を締結する 12 金融機関

群馬銀行、東和銀行、アイオー信用金庫、北群馬信用金庫、桐生信用金庫、しののめ信用金庫、高崎信用金庫、館林信用金庫、利根郡信用金庫、あかぎ信用組合、群馬県信用組合、ぐんまみらい信用組合

➤ 群馬県内に本店を置く 12 の銀行・信用金庫・信用組合が相互に支援します。

参加金融機関の営業地域において大規模災害等が発生した場合に、金融機能の維持または早期復旧に向けて、参加金融機関が互いに支援を行います。

➤ 相互支援を円滑に行うために、平時から災害発生に備えた取組みを行います。

災害対応に関する情報交換や連絡体制の整備のほか、相互支援の実効性向上に向けた共同訓練の実施に取り組んでいきます。

2. 協定の概要

名 称	大規模災害発生時の相互支援に関する協定書
内 容	協定を締結する 12 金融機関の営業地域において大規模災害等が発生した場合に、相互支援を行う。 (平時の連携) ① 災害対応および危機管理体制に関する情報交換 ② 災害に係る情報伝達・情報共有のための連絡体制の整備 ③ 共同訓練の実施
締結日	平成 29 年 6 月 20 日 (火)

以 上